



鳥取県公報

平成17年6月14日(火)
第7694号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建築基準法による道路の位置の指定 (474) (中部総合事務所県土整備局) 1
	土地改良区の役員の退任 (475) (西部総合事務所農林局) 1
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (476) (東部福祉保健局) ... 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (477) (＃) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (478) (鳥取保健所) 2
	遊漁規則の変更の認可 (479) (水産課) 3
公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管財課) 5
	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (病院局総務課) 7
正 誤	平成17年3月29日付鳥取県条例第20号中訂正..... 9

告 示

鳥取県告示第474号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定する道路の位置を平成17年6月14日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成17年6月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡琴浦町大字下伊勢355 - 3 有限会社大平 代表取締役 杉本次郎	東伯郡琴浦町大字八橋2502 - 2	幅員 6メートル 延長 47.53メートル

鳥取県告示第475号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退

任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 丞 章 西伯郡大山町高田491

平成17年5月23日退任

鳥取県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
田中 秀司	鳥取市緑ヶ丘一丁目11-1	緑ヶ丘歯科クリニック	鳥取市南安長三丁目27-2	居宅療養管理指導	平成17年5月24日

鳥取県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市立川町六丁目176	三津白寿苑	鳥取市三津869-7	平成17年4月1日

鳥取県告示第478号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月14日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名 称	所 在 地	指定年月日
葉狩皮膚科クリニック	鳥取市今町一丁目502	平成17年 4月20日

鳥取県告示第479号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の許可をしたので、同条第7項の規定により告示する。

平成17年 6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34 - 5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 1号

3 認可に係る変更の内容

千代川漁業協同組合第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内においては、6月1日から同月30日までの期間内は、あゆを対象とする遊魚をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>鳥取市用瀬町古用瀬の<u>新用瀬橋下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u></td> </tr> <tr> <td>八頭郡八頭町徳丸の<u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u></td> </tr> </table>	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>	八頭郡八頭町徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>	<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内においては、6月1日から同月30日までの期間内は、あゆを対象とする遊魚をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>八頭郡用瀬町大字古用瀬の<u>新用瀬橋下流端から同郡河原町大字和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u></td> </tr> <tr> <td>八頭郡八東町大字徳丸の<u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u></td> </tr> </table>	八頭郡用瀬町大字古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から同郡河原町大字和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>	八頭郡八東町大字徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>								
鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>													
八頭郡八頭町徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>													
八頭郡用瀬町大字古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から同郡河原町大字和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>													
八頭郡八東町大字徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>													
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取市用瀬町安蔵の<u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	禁止区域	禁止期間	略		鳥取市用瀬町安蔵の <u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u>	略	<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八頭郡用瀬町大字安蔵の<u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	禁止区域	禁止期間	略		八頭郡用瀬町大字安蔵の <u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u>	略
禁止区域	禁止期間												
略													
鳥取市用瀬町安蔵の <u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u>	略												
禁止区域	禁止期間												
略													
八頭郡用瀬町大字安蔵の <u>かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域</u>	略												

略	
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
略	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	略
略	

略	
八頭郡八東町大字島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八東町大字安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
八頭郡河原町大字八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
八頭郡河原町大字曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
略	
八頭郡河原町大字片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	略
略	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34 - 5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（八頭郡河原町大字長瀬34 - 5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成17年6月14日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年6月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	採取場の所在地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社北和代表取締役 伊達公一	東伯郡大栄町大字由良宿2031	東伯郡大栄町大字大谷字外ノ浜 2130 - 2外5筆 (13,575平方メートル)	砂利採取場の面積	8,131平方メートル	13,575平方メートル	平成17年5月6日
			採取をする砂利の数量	23,306立方メートル	44,875立方メートル	
			認可の期間	平成16年7月14日から平成17年7月13日まで	平成16年7月14日から平成18年7月13日まで	

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上で、応募すること。

平成17年6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	鳥取警察署庁舎新築工事 (庁舎棟他・建築)		
	工事場所	鳥取市千代水三丁目		
	工事の内容並びに構造及び規模	1 工事内容 (1) 庁舎棟、付属棟、拾得物自転車保管棟、外来駐輪場棟、職員駐輪場棟及び車イス使用者用駐車場棟の新築 (2) 外構工事 2 構造及び規模 (1) 庁舎棟...鉄筋コンクリート造、4階建 (延床面積) 4,945.97平方メートル (用途) 事務所 (2) 付属棟...鉄筋コンクリート造、平屋建 (延床面積) 252.00平方メートル (用途) 電気室・倉庫 (3) 拾得物自転車保管棟...鉄筋コンクリート一部鉄骨造、平屋建 (延床面積) 165.75平方メートル (4) 外来駐輪場棟...鉄骨造、平屋建 (延床面積) 16.80平方メートル (5) 職員駐輪場棟...鉄筋コンクリート一部鉄骨造 (延床面積) 108.00平方メートル (6) 車イス使用者用駐車場棟...鉄骨造、平屋建 (延床面積) 36.00平方メートル (7) 外構...駐車場舗装、門扉、フェンス等		
	工 期	平成17年10月から平成19年1月31日まで		
	発注工種	建築一般		
	予定価格	1,036,521,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発注機関	鳥取県総務部管財課		
	単独・共同企業体の別	3者ジョイントベンチャー (共同施工方式)		
	構成員の区分	代表者	代表者以外	代表者以外

会 社 要 件	本店所在地	県内	県内	県内
	建設業許可	建築工事業に係る特定建設業の許可	建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可
	入札参加資格(格付)	建築一般(A級)	建築一般(A級)	建築一般(A級)
	総合点数	1,240点以上	-	-
	総合評定値(P)	-	-	-
	同種工事実績	-	-	-
入 札 参 加 者 の 条 件	設計業務の受託者	株式会社本間設計事務所	住所	鳥取市瓦町468
			電話	0857-27-8711
	株式会社山下設計工房	住所	鳥取市富安一丁目74-3	
		電話	0857-27-5701	
	配置技術者の専任の要否	専任を要する。	専任を要する。	専任を要する。
	配置技術者の資格	監理技術者及び1級建築士又は1級建築施工管理技士	1級建築士又は1級建築施工管理技士	1級建築士又は1級建築施工管理技士
施工管理実績	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事の施工管理実績 ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率20パーセント以上のもの(出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上のものと同等以上の実績として総務部長が認めたものを含む。)	-	-	
現場代理人としての実績の認否	現場代理人(配置技術者の資格及び施工管理実績を満たす者に限る。)として施工管理した実績を認める。	-	-	
特定技術者の資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士			
その他	共同企業体の各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。			
応 募 方 法	提出場所	鳥取県総務部管財課管理係	住所	鳥取市東町一丁目220(県庁議会棟1階)
			電話	0857-26-7085
	応募期間	平成17年6月14日(火)から同年7月1日(金)まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第3号及び様式第5号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	一般的事項等告示様式第6号、共同企業体協定書、委任状並びに様式第3号及び様式第5号の添付書類(資格者証の写し等)		
	提出部数	1部		
郵送等の可否	可			
入 札 方 法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される主な制度(略称)	低入札価格調査、低価格落札工事配置技術者の増員並びに低価格落札工事に係る契約保証金の引上げ及び前金の引下げ		
支払条件	支払限度額 平成17年度:請負代金額の15.3パーセント、平成18年度:請負代金額の84.7パーセント			
問 合 せ 先	工事関係図書の購入場所	財団法人鳥取県建設技術センター	住所	倉吉市福庭町二丁目23
			電話	0858-26-6051
	事務手続	総務部管財課管理係(担当者:中村)	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857-26-7085
技術的事項	総務部管財課営繕室(担当者:三柳)	住所	鳥取市東町一丁目220	
		電話	0857-26-7393	

備 考

本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年6月14日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 業務の概要

本件業務は、鳥取県営病院事業に関する財務会計業務を適正かつ効率的に管理・遂行することができる財務会計システムを開発し、次のとおり納入するものである。

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県病院局財務会計システム 一式

(2) 借入物品の仕様

鳥取県病院局財務会計システム調達計画書による。

(3) 借入期間

平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 納入期限

平成17年12月28日(水)

(5) 納入場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県病院局総務課

(6) 借入金額

20,000千円以内。ただし、この金額は、(3)の借入期間を通じた総額で、保守管理に係る経費並びに消費税及び地方消費税を含む額である。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年6月14日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成17年6月14日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年7月8日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(5) 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に、地方自治体の病院事業に係る財務会計システムの納入業務(以下「同種業務」という。)を完遂した実績を有すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、財務会計システム納入応募業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次の事項等について行う。

(1) 財務会計システムで処理することができる業務内容

- (2) 性能又は耐用性の面からの財務会計システムの長期使用の可否
- (3) 稼働後の財務会計システムのトラブル又は改良に係る要求への対応
- (4) 財務会計システムの導入費用
- (5) 同種業務の実績

4 最優秀提案者の選定

評価委員会の評価結果で最も高得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県営病院事業管理者が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県病院局総務課（鳥取県庁議会棟3階）
電話 0857 - 26 - 7886
ファクシミリ 0857 - 26 - 8135

(2) 参加要領の交付

鳥取県病院局財務会計システム納入業務プロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）は、平成17年6月14日（火）以降にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/byouinsoumu>）から入手するものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出

ア 提出期間及び時間

平成17年6月14日（火）から同年7月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書及び企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成17年7月8日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 質問の受付

ア 提出期限

平成17年6月20日（月）

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、ファクシミリにより送付すること。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

正 誤

平成17年3月29日公布の鳥取県条例第20号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9

行 8及び20

誤（平成17年法律第 号）

正（平成17年法律第5号）

